

福島県バドミントン協会表彰規定

(目的)

第1条 この規定は、福島県バドミントン協会(以下「本会」という)及び本県バドミントン競技の発展のために顕著な業績のある団体及び個人の名誉を表彰することを目的とする

(表彰の範囲、種類)

第2条 表彰は、本県バドミントンの普及振興に功労のあった者、並びに技能記録等の優秀な者に授与するものとし、表彰の種類は、功労賞・優秀指導者賞・優秀選手賞・特別優秀選手賞とする

(表彰基準)

第3条 表彰の基準等については、別に定める表彰基準等細則によるものとする

(表彰委員会)

第4条 本会専門委員会規定による表彰委員会は、被表彰候補団体または個人の選考に関する事項を調査・審議・決定する

(表彰委員会の成立及び議決)

第5条 表彰委員会は委員の過半数の出席で成立する。
議決は出席委員の多数決によるものとし、賛否同数の場合は委員長が決定する

(候補団体、個人の推薦と選考)

第6条 被表彰候補団体または個人の推薦は、功労賞・優秀指導者賞については、各支部協会長又は加盟団体の長が推薦理由を添えて表彰委員会へ推薦する
※ただし、県協会役員経験者については、表彰委員会からの推薦も認める
優秀選手賞・特別優秀選手賞については、
※事務局・競技委員会・各連盟からの報告、及び大会ホームページで確認

表彰委員会は推薦された団体または個人について表彰の1ヵ月前までに調査・審議を行い決定する

(表彰の方法)

第7条 被表彰者には賞状を授与する

(既定の改廃)

第8条 本規定の改廃は本会理事会の議決による

附則 本規定は昭和52年4月1日より施行する
平成27年3月22日一部改正
令和5年9月10日一部改正

福島県バドミントン協会 表彰基準等に関する細則

- 1, 表彰規定第3条によりこの細則を定める
- 2, 功労賞を与える基準 ※功労賞の受賞は一度限りとする
 - (1) 年齢 当該年度4月1日現在満 50 歳以上
 - (2) 各支部・連盟の運営並びに事業遂行、普及・振興・育成に功績があった個人及び団体
※ただし、10年以上歴任した者
 - (3) 本会の発展のため特に顕著な功績があった個人
 - (4) その他次に該当するもので表彰委員会が適当と認めた者
 - ① 10年以上クラブの顧問として活躍が顕著な者
 - ② 本会役員として10年以上または常任理事以上を5年以上歴任した者
※県協会役員経験者については、当分の間、表彰委員会推薦とする
- 3, 優秀指導者賞を与える基準 ※優秀指導者の受賞は一度限りとする
 - (1) 中学校・高校のクラブ顧問として10年以上選手の育成指導につとめ、その指導技術の優秀な者
 - (2) 各支部または加盟団体の中で選手の育成指導を10年以上続けている優秀な指導者
 - (3) その他、特に選手の育成・指導に顕著な功績のあった指導者
※優秀選手・特別優秀選手の育成に直接貢献した者
- 4, 優秀選手賞を与える基準 ※表彰対象大会の明記 別紙参照
 - (1) 県総合スポーツ大会に15年以上出場し、選手として活躍し成績優秀な者
 - (2) 本会が主催又は主管する大会で、3年以上連続優勝した個人及び団体
 - (3) 東北バドミントン選手権大会に10回以上出場し、その成績が優秀な者
 - (4) 国民体育大会に3回以上出場し、特に選手の模範となるもの
 - (5) (公財)日本バドミントン協会主催大会、個人・団体で5位以上の者
※ただし、大会で1勝(不戦勝を除く)以上していなければ表彰の対象外とする
- 5, 特別優秀選手賞を与える基準
 - (1) 本会が主催又は主管する大会で、5年以上連続優勝した個人及び団体
 - (2) 東北大会・全国大会等に出場し、特に優秀な成績を収めた個人及び団体
(東北大会優勝・全国大会3位以内入賞をその基準とする)
※ただし、大会で1勝(不戦勝を除く)以上していなければ表彰の対象外とする
 - (3) 国民体育大会に5回以上出場し、特に選手の模範となるもの
 - (4) その他、特に技術的にすぐれ各種競技大会で優秀な成績を収め、他の模範となる者

6, 受賞の資格・回数・人数

功労賞・優秀指導者賞については一度限りとする。

※優秀選手賞・特別優秀選手賞について回数の制限を設けない。

ただし、大会で1勝(不戦勝を除く)以上していなければ表彰の対象外とする

※福島県スポーツ協会などの表彰には推薦する

人数

各支部・各連盟からの推薦については、

功労賞・優秀指導者賞各1名のみとする。最大30名

※ただし、令和5年度に限り推薦人数の制限を設けない。

推薦者がいない場合は、他支部・連盟での補充や次年度への繰り越しは行わない。

優秀選手賞・特別優秀選手賞については、人数の制限を設けない。

7, 表彰の機会

表彰は原則として毎年1回、県協会総会後に行う

8, 本細則の改廃は、表彰委員会に置いて決定し、理事会の承認を得る

附則 本規定は昭和52年4月1日より施行する
平成27年3月22日一部改正
令和5年9月10日一部改正